

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

公益社団法人 福岡県社会福祉士会

### ②評価調査者研修修了番号

15-024、SK15133、12-016

### ③施設の情報

名称：福岡育児院	種別：児童養護施設
代表者氏名：蓑原 朋子（代行）	定員（利用人数）：77名
所在地：福岡県福岡市東区原田2丁目11番13号	
TEL：092-621-2241	ホームページ： <a href="http://www.ikujiin.com/">http://www.ikujiin.com/</a>
【施設の概要】	
開設年月日 昭和43年10月14日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福岡育児院	
職員数	常勤職員：37名 非常勤職員：12名
専門職員	保育士 17名 社会福祉士 3名
	心理士 3名（非常勤2名含む） 栄養士 1名
	調理士 5名
施設・設備 の概要	（居室数）17室 心理室1、多目的ホール1、 保育室1、研修室2、会議室1
	学習室2、静養室2 グループケアホーム1
	医務室1、食堂1、ラウンジ2 地域小規模児童養護施設2
	プレイルーム1、トイレ6

### ④理念・基本方針

理念：子ども達が「福岡育児院で育てられて良かった」と思える施設づくり

基本方針：

- 入所児童の権利擁護を基本として、子どもを中心に据えた療育の充実と治療的なケアも含め、一人の子どもに全職員で向き合い、社会的自立に至るまでの援助・支援を行う。
  - 基本的な生活習慣や節度ある態度の涵養と、自らを認める自尊感情や物事への感謝等人間関係の基礎を培う。
  - 学習に励み、勤労を学び、困難にくじけない忍耐力とお互いに協力する精神を育てる。
  - 創意工夫する態度を身につけ、自主的に又、合理的に物事を判断する力を養う。
- 身の回りの清潔に対する関心を高め、健康に留意する等の衛生観念を養うとともに、美しいものを愛し、豊かな心を育てる。

### ⑤施設の特徴的な取組

- 地域小規模児童養護施設を2箇所運営している
- 毎朝連絡会を行い、施設長から調理員まで勤務者全員で子供たちの様子について周知徹底し、連携を図りながら子供と向き合う。
- 福岡育児院後援会を立ち上げ、施設関係者だけでなく、地域の方にもご協力いただき、大学や短大進学資金援助を行っている。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年7月1日（契約日）～ 平成30年3月14日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成26年度）

### ⑦総評

#### ◇特に評価の高い点

1. 地域との連携や諸団体との交流を通して社会性を養い、豊かな人間性が育まれるように支援されています。

●職員は地域の体育協会や子ども育成連合会の役員として、また中学校父親の会のメンバーとして地域で活動しています。

●クリスマス会を始めとする施設の行事には、地域の町内会や企業を中心に結成された福岡育児院後援会の方々や学校の先生方も多数来訪して子ども達の成長を見守り、いっしょに食卓を囲む機会が設けられています。

●校区夏祭りや人形かざり祭り、フラワー会、歩こう会等地域行事に子どもと職員が積極的に参加して地域との交流を深めています。また市児童福祉施設球技大会や市乳児院児童養護施設協議会の合唱団にも参加するなど、さまざまな人との交流を通じて多様な体験を重ね、人との信頼関係を築けるよう支援されています。

2. 運営の透明性が図られています。

●ホームページやパンフレット等で、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、苦情相談体制など情報を公表しています。

●広報誌「ふれあい」を年1回発行し、年間行事・児童入所状況・職員の配置数・財政状況等掲載されています。広報誌は、校区自治会・公民館・後援会・学校などに配布し、福岡育児院を身近に感じてもらえるよう努めています。

●評議員会を設置し、適正な事業運営に取り組んでいます。

3. スーパービジョンの体制を構築し、支援技術の向上に努めています。

●発達障害など養育支援に専門性を要する子どもが増加する中、外部講師を招き、施設内の職務横断したグループ単位でスーパービジョンが毎月実施されています。今後もスーパービジョン体制をさらに充実させ、職員の専門性や組織力の向上に取り組まれるよう期待します。

◇改善を求められる点

1. 具体的な中・長期計画の策定が望まれます。

●本体施設内にグループケアホーム、また近隣に地域小規模児童養護施設を2か所運営される等家庭的養護を推進されています。今後も施設建て替えに伴う小規模化、ユニット化、地域分散化等が計画として上げられていますが、組織体制づくりや人材育成、財務面等の数値目標をふまえた中・長期計画の策定にはいたっておりません。家庭的養護のより一層の推進と養育理念の実現に向けて中・長期計画の文書化が望まれます。

2. 被措置児童虐待防止体制の確立が求められます

●虐待や不適切な関わりの防止についてケア基準で対応され、毎月自己チェックもされています。しかし発生・通告時対応マニュアルは整備されておりません。就業規則に体罰等の禁止を明記し、厳正に処分を行う罰則規定を設けるとともに、内部通報者が不利益を受けないような仕組みの整備が求められます。

●権利ノートを活用して子どもと読み合わせや話し合いを行い、子どもが自己肯定感を高めることができるような取組が求められます。

3. 規定や基準を明文化し、養育支援の質の向上に取り組まれるよう望みます

●ケア基準に養育支援の基本的姿勢は示されていますが、対応や行動手順としては不十分です。記録の管理を含めた個人情報の保護やプライバシー保護、子どもの意見や相談等への対応、自立支援計画策定・評価見直し手順等、具体的な場面に即応できる規定や基準、マニュアル等の整備が望まれます。

●毎年職員全員で自己評価を実施し、第三者評価を定期的に受審されています。第三者評価結果を職員へ周知はされていますが、評価結果の分析や課題の共有が不十分です。職員参画のもと質の向上に向けて取り組まれるよう期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

過去の受審結果をふまえ、整備をすすめて参りましたが、今回の受審において、様々なご指摘をいただき、我々の課題を再確認することが出来ました。

また、自己評価を進める中で、項目によって職員間の認識に差がありましたので、判断基準の整備も早急に進めていきたいと思えます。

今回の結果を真摯に受け止め、課題を共有し、職員が一丸となり、こども達の最善の利益の追求に努めていきたいと思えます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<b>&lt;コメント&gt;</b> ●児童福祉法や児童憲章の基本理念に基づいた養育理念・基本方針がホームページやパンフレットに記載されています。 ●養育理念・基本方針はスタッフルームに掲示するとともに、理念と職員の心得を職員一人ひとりに配布して職員会議で読み合わせを行い、周知されています。 ●保護者に対して入所時にパンフレットやしおりを用いて丁寧な説明が行われていますが、子どもたちへ理念や基本方針をわかりやすく説明した資料がありません。子どもへの周知の取り組みを期待します。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<b>&lt;コメント&gt;</b> ●「新しい社会的養育ビジョン」や全国乳児院養護施設協会、児童相談所との会議により社会福祉の動向や制度の改正等情報収集されています。 ●施設が位置する地域でのショートステイ利用のニーズの増加など把握されており、今後情報を分析し施設の中・長期計画に反映されることが期待されます。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<b>&lt;コメント&gt;</b> ●職員体制は各部に十分な人員配置を行い、経営状況や課題は、職員会議で職員に周知されています。 ●今年度より、ショートステイ・一時保護部を設け、支援を必要とする子どもへの対応を強化しています。経営課題の解決・改善にむけて施設一体となった取組が求められます。		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中・長期計画は平成35年度の本体施設建て替えに伴い、本体施設の小規模化、ケア単位の個別化、地域分散化の計画・目標が掲げられています。</li> <li>●家庭的養護推進計画の具体化のためには、中・長期計画の目標設定とともに、数値目標をふまえた今後の組織体制づくりや人材育成、財務面等の事業計画の作成と定期的な見直しが望まれます。</li> </ul>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●単年度の事業計画には子どもの権利養護と自立支援、良質な職員の確保・育成、施設運営の透明化の推進などが位置づけられています。</li> <li>●今後のオールユニット化に向けた中・長期計画の内容を具体的に明示された上で、事業計画に反映され、合わせて進捗状況を把握する数値目標を設定される等が望まれます。</li> </ul>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業計画は職員会議等で周知されていますが、職員参画や意見の集約・反映のもとで策定されていません。</li> <li>●年度途中の見直しは必要に応じて説明されています。事業計画の策定にあたっては、全職員の参画のもとに取組の具体化が検討され、職員の意見などが反映される組織運営が望まれます。</li> </ul>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入所時に、パンフレット等を用いて施設の基本的な考え方や、施設の運営状況について口頭で説明しています。</li> <li>●外出・外泊が多い施設という事もあり、行事の際に案内を配布されていますが、子どもや保護者へ事業計画の説明はされていません。施設の運営について理解を得るためにも、分かりやすい資料を作成するなど保護者や子どもへの周知の工夫が求められます。</li> </ul>		

### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年職員全員で自己評価を実施し、第三者評価を定期的に受審されていますが、組織的に結果を検討するまでは行われていません。評価結果の検討と改善に取り組まれるよう期待します。</li> </ul>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第三者評価結果を職員に周知されていますが、評価結果の分析や課題を共有する仕組みがありません。職員の参画のもと改善計画に活かされるよう期待します。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ●施設長は自らの役割と責任について、運営管理規程・職務分掌表や年1回発行の広報誌「ふれあい」で施設としての方針や取組について積極的に表明されています。 ●施設長の役割と責任について、平常時のみならず、有事における施設長不在時の権限委任等を文書化されることが望まれます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ●施設長は法令遵守を十分に理解し、全国児童養護施設長研究協議会、社会的養護を担う児童福祉施設長研修会等の研修に出席しています。 ●法令遵守については「運営管理規程」において規定されており、施設長は遵守すべき法規・通知・通達の周知に努め、職員会議で説明を行っています。 ●社会福祉関連の法令だけでなく、雇用・労働・防災・環境への配慮等の法令・通知のリスト化を図り、職員がいつでも確認できる環境作りが望まれます。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ●施設長は子どもの養育の質の向上について専門性を高めるため、教育・研修の機会を増やし人材育成に取り組んでいます。 ●施設長は養育・支援の研修会に参加し、朝の連絡会で伝達しています。支援の質の向上に対する働きかけは日誌等で確認できますが、どのように質の向上を目指すかなど文書化されていません。職員への周知や共有化のために、質の向上についての取組を明文化した上で具体的な体制を構築されることが望まれます。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ●施設の基本理念として、子どもを中心に据えた養育の充実の考えのもと、配置基準以上の十分な職員配置を行っています。 ●職員の働きやすい環境を意識し、有給休暇の取得推進等の取組を行っています。職員と共に業務の実効性の向上に取り組まれることを期待します。		

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ●良質な職員を確保するため、福岡県社会福祉協議会の人材センターやハローワークを通じた公募による職員採用や、福祉大学等との交流に職員が出向くなど人材の確保に努めています。 ●実習生受入を積極的に行い、養育支援の専門性に関心を高めてもらうよう努めています。 ●中・長期的な視点での採用計画は確立されておらず、「期待する職員像」の実現に向けた実効性のある取組が求められます。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「期待する職員像」は養育理念や職員の心得に掲げています。</li> <li>●施設としての人事基準に関する仕組み・取組は確認できません。職員が将来の目標を明確にできるような取組を期待します。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●働きやすい職場づくりのために、年休取得の向上をはじめ勤務体制の整備に取り組んでいます。</li> <li>●職員のストレスケアと自己研鑽のために、外部の産業カウンセラーに委託し、職員全員への個人面接(カウンセリング)を複数回実施しています。</li> <li>●支援困難ケースには次長、主任、心理士で対応支援しています。</li> <li>●人事改善計画の文書化や職員への周知への取組に期待します。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員一人ひとりが、養育・支援の向上や目標など毎月自己チェック表をつけて自己評価をしています。</li> <li>●職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど目標管理と評価をされることを期待します。</li> </ul>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員の資質・支援技術等の向上を図るため、施設の目指す目標が事業計画に示されています。</li> <li>●施設内における院内研修(専門講師によるスーパーバイズ等)を毎月行い、福岡市乳児院児童養護施設協議会や福岡県児童養護施設協議会等が主催する職員研修に多数参加されていますが、職員が取得する知識・技術水準などの目標が明確ではありません。目標の明確化など今後の取組を期待します。</li> </ul>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員の教育・研修は、月1回、院内研修、新任研修をはじめ、階層別研修、外部研修などに参加しています。</li> <li>●新任の指導及び支援については、各部チーフや心理職による支援体制が配慮されています。</li> <li>●研修の評価・分析までは行われていません。養育・支援ニーズの多様化など、養育の専門性が一層求められます。職員の経験や習熟度に配慮した教育・研修計画の作成が望まれます。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実習指導は、実習指導者研修で専門的研修を受けた職員が行っています。</li> <li>●積極的に実習生を受け入れ、養育に関わる専門職の教育・育成への協力を努めています。</li> <li>●施設の養育実践を踏まえた実習プログラムを作成され、特色を生かした実習内容の充実を望みます。</li> </ul>		

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームページやパンフレット等で、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、苦情相談体制など、情報公表しています。</li> <li>●広報誌「ふれあい」を年1回発行し、年間行事・児童入所状況・職員の配置数・財政状況等掲載されています。広報誌は校区自治会・公民館・福岡育児院後援会・学校などに配布し、育児院を身近に感じてもらえるよう努めています。</li> </ul>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設における事務、経理、取引等について、5月に内部監査を実施し、事業運営の適正化に努めています。</li> <li>●施設の運営・経営をより透明化するため、ホームページに財務諸表を公開し、苦情解決委員会の第三者委員の氏名・電話番号・住所を公開しています。</li> <li>●公認会計士による外部監査が行われ、指導や指摘事項にもとづいて経営改善を実施しています。</li> <li>●平成29年度より評議員会を設置して、適正な事業運営に取り組んでいます。</li> <li>●施設における職務分掌はありますが、権限や責任が明確にされ職員に周知されることが求められます。</li> </ul>		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の町内会や企業、職員を中心に結成された福岡育児院後援会があり、校区自治協議会会長が会長職を担っています。</li> <li>●職員は地域の体育協会役員や子ども育成連合会役員、また中学校父親の会メンバーとして活動しています。校区夏祭りや地域行事「人形かざり」には、地域と学校で連携して人形を制作し、子どもとともに職員も積極的に参加して交流を広げるための取組を行っています。</li> </ul>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校体力測定や中学校文化祭等学校教育への協力は積極的に行っています。</li> <li>●地域や学校教育への協力について、施設としての基本姿勢を明文化されるよう期待します。</li> </ul>		



II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●親子支援が必要な場合など、児童相談所や福祉事務所ケースワーカー等を交えた関係者協を行い、情報共有を図っています。</li> <li>●地域のショートステイ、一時保護依頼については、極力受け入れるようにしています。受け入れ時には育児に関する悩みや相談を受けることもあり、内容を行政に伝え、連携を図るようにしています。</li> <li>●地域の関係機関・団体等の社会資源の体系的なリスト化には至っていません。職員が把握しやすいようリストや資料の作成が望まれます。</li> </ul>		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設は災害時の地域の避難場所となっており、災害時避難マップが地域に周知されています。</li> <li>●施設の地域共有スペースは地域に開放しており、校区の町内会、子ども会、諸団体等との連携を図り、行事の交流を通して地域との関係を築いています。</li> <li>●今後も施設が主体となって研修会の開催や施設の社会資源を活かした取組を続けられるよう期待します。</li> </ul>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における公益的な取組として、職員がライフレスキュー事業のサポーター研修を受けており、専門性や資源を活かして支援を行い、地域貢献活動につなげていく準備を進めています。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基本方針には子どもを尊重した養育・支援が明示され、ケア基準第2条には子どもの利益の最優先、第3条には子どもとの信頼関係を掲げています。ケア基準等を職員会議等で輪読し周知徹底が図られています。</li> <li>●子どもとの関わりについて、定期的に講師を招いて事例検討の院内研修が行われています。</li> <li>●子どもと担当職員が1対1で過ごす時間を設け、子どもたちの意見や要望を反映する取組が行われています。</li> </ul>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員の振り返りを目的に自己チェックに取り組まれています。</li> <li>●職員の抱え込み防止のために、各部チーフや心理士との面談の機会が設けられています。</li> <li>●施設の各フロアに意見箱を置いて子どもたちが自由に意見を表明できる場を設け、要望に基づいて中高生には個人の鍵付きロッカーを用意し、鍵の管理も自分で行うようにしています。</li> </ul>		

30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入所前に児童相談所にて面接を行い、高年齢児については施設の概要・ルールなどを説明し、後日見学を行っています。</li> <li>●入所時に保護者の同席をお願いし、パンフレットやしおりで概要説明を行っています。</li> <li>●子どもや保護者に分かりやすいように工夫された資料までは用意されていません。分かりやすい資料の作成が求められます。</li> </ul>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●養育・支援の開始・過程において、予防接種について同意書を作成し、可否を確認しています。</li> <li>●意思決定が困難な子どもや保護者には、特性に応じて丁寧に説明されていますが、分かりやすいように工夫した文書を用意するなど子どもや保護者への周知が求められます。</li> <li>●広報誌やパンフレット、ホームページへの顔写真掲載は個人情報保護や権利擁護の観点から子どもが特定できないような配慮が求められます。</li> </ul>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域・家庭への移行にあたり、小さい子どもについては児童相談所職員に同席してもらい、ショートステイやレスパイトケアの利用等を説明し、不利益が生じないように配慮しています。</li> <li>●施設を退所するにあたり、退所後も子どもや保護者からの相談ができるように窓口(家庭支援専門相談員)を伝えています。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもと担当職員と個別で話をする時間を設け、日頃の話聞くようにしています。</li> <li>●子どもの食事に関する満足度を把握するために、嗜好調査を年1回行って、意見を聞く場を設けています。</li> <li>●子どもの意見や要望について把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議等の取組が求められます。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者や子どもの要望を聞くために苦情解決の体制(苦情解決責任者、受付責任者、第三者委員の設置)が整備され、掲示されています。</li> <li>●施設内各フロアに意見箱を設置し、困りごとや要望については職員や子どもと解決に向け話をしています。</li> <li>●苦情のみならず、子どもや保護者の意見・要望をサービスの質の向上に向けた改善の手がかりとして収集され、課題解決に努められることを望みます。</li> </ul>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもと職員との個別の時間を設け、相談しやすい環境づくりを行っています。</li> <li>●子どもや保護者に自由に意見を述べる方法や手段についてわかりやすく説明した文書の作成が求められます。</li> </ul>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもからの意見・要望について職員会議等で検討され、記録されています。対応マニュアルは整備されていません。</li> <li>●養育・支援の質の向上のため、対応マニュアルの作成と定期的な見直しが望めます。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事故・災害緊急対応マニュアルが作成されており、職員に周知しています。</li> <li>●外出や行事終了後、振り返りシートの作成を行って事故防止につなげる取組をしています。</li> <li>●ヒヤリハット事例がおこった場合は、部内で検証し再発防止に努められています。リスク管理について組織的な取組を強化し、より効果的な安全対策の確立が求められます。</li> </ul>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員は定期的に外部の感染症予防研修会に参加しています。発生時の対策について嘔吐物処理の方法、手順等の確認が定期的に職員会議で行われています。</li> <li>●感染症対策については、マニュアルを作成し、職員に配布し周知していますが、内容の充実や定期的な見直しが望めます。</li> </ul>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月夕方に避難訓練を実施し、夜間訓練も年1回実施しています。</li> <li>●備蓄食料はリスト表とともに各階の倉庫に保管しています。</li> <li>●施設は地域の避難場所に指定されています。</li> <li>●災害緊急時職員は出勤することが就業規則に掲げられています。災害時の子ども・職員の安否確認の方法など、対応策の整備と周知を望みます。</li> </ul>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●養育支援にあたる幼児部、女子部、男子部、地域小規模児童養護施設の各部ごとに標準的な実施方法が定められています。今後はプライバシーの保護や権利擁護の姿勢を十分に踏まえて整備されるよう期待します。</li> <li>●職員は毎月点数方式で自己チェックをしていますが、その検証や改善の取組が望めます。</li> </ul>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●年度末に見直しが行われていますが、履歴が残されておりません。見直しを行った場合はその都度記録を残し、養育支援の質の向上が継続的に行われていることを確認する仕組み作りが望めます。</li> </ul>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
<コメント> ●児童相談所が定めたアセスメント様式と自立支援計画書の様式を用いて複数の職員・職種の合議により策定しています。 ●アセスメント手法や策定手順の整備が求められます。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント> ●自立支援計画書の見直しは 半年ごとに行い次の支援計画に反映されています。 ●子どもや保護者の状況の変化に対応した評価・見直しの仕組みの整備が望まれます。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<コメント> ●日々の養育支援の実施記録は記載要領で書き方が統一され、事務処理ソフトで情報共有されています。 ●子どもや保護者の状況の変化や留意事項等は朝礼で周知され、各部のノートで回覧・共有されていますが、サイン等が残されておりません。周知の確認に改善の余地があります。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント> ●個人情報保護については職員の心得の中で触れられていますが、十分であるとはいえません。 ●記録や個人情報について、適切な取り扱いができたか毎月自己チェックされています。 ●個人記録は廃棄しないことを原則に、事務室内の鍵のかかる場所に保管されています。 ●個人情報保護について規定を設けるとともに、記録の保存、保管、廃棄、情報の開示を含めた記録の管理についても整備が求められます。		

## 内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
<コメント> ●各会議で子どもの支援について振り返り、子どもの最善の利益につながっているか検証しています。 ●外部講師によるスーパービジョンの機会が定期的に設けられ、養育支援の質の向上を図る仕組みがあります。		

A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの出生や生い立ちの告知は児童相談所と十分に協議を重ね、子どもが信頼する職員をはじめとして複数の職員、心理士、児童相談所職員が同席して行われています。</li> <li>●心理士といっしょに一部の子どもについてライフストーリーワーク（出生からの日々を整理し、受け止め、未来に目を向けていくこと）に取り組んでおり、年少児にも早期から取り組めるよう検討しています。</li> </ul>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●権利ノートを活用して子どもと読み合わせや話し合いを行い、子どもが自己肯定感を高めることができるような取組が求められます。</li> </ul>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員と子どもの信頼関係を築くために1対1で話せる「ふれあいの時間」を確保しています。</li> <li>●毎月の避難訓練では男子が幼児部の子どもを誘導する役割を担っています。</li> <li>●スポーツ大会や合唱団、地域行事へ積極的に参加し、多様な人々との交流を通じて人との基本的な信頼関係を築けるよう支援されています。</li> </ul>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不適切な行為の定義や禁止については、ケア基準第7条に定め、職員会議の場で読み合わせをする等意識を高めるよう努力されています。併せて就業規則に体罰等の禁止を明文化し、罰則規定を定めて厳正に処分を行う仕組みの整備を求めます。</li> </ul>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市被措置児童等虐待防止ガイドラインに沿って身体、ネグレクト、性的、心理的虐待について自己及び他者の関わりを毎月点検チェックしています。</li> <li>●不適切な関わりの防止について、ケア基準第8条で体罰と不適切な行為および懲戒権の濫用に当たる行為を具体的に示しています。第9条では子ども権利110当番の相談窓口や苦情解決制度等を周知することが挙げられています。また第10条には不適切な行為の発生又は通報があった場合の対応を示していますが、就業規則に体罰等の禁止を明文化し、罰則規定を定めて厳正に処分を行う仕組みの整備が求められます。</li> </ul>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不適切な関わりの発見や通報があった場合の対応はケア基準第10条に示されています。今後は手順書として整備されるよう求めます。</li> <li>●内部通報者が不利益を受けることがないような仕組みの整備が求められます。</li> </ul>		

A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●子供や保護者の思想・信教の自由は保証されています。今後は施設内で共通理解を深め、入所のしおりやパンフレット等に施設としての考え方を明示されるよう望みます。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●子どもが環境の変化に適応しやすいように幼児では慣らし保育を行い、入所後しばらくは1対1の個別的な関わりをしています。</p> <p>●学童以降では入所前に職員が児童相談所で面談を行い、施設見学も行なって子どもの不安を受け止めています。</p> <p>●被虐待児については入所初期には男子児童や男性職員の接触を避けるなど配慮しています。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●集会や職員との日頃のやり取りで出てきた子どもの意向や要望を受け止め、生活日課やリズムの改善を図っています。子ども自治会など組織化されたものではありません。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
<p>●子どもの主体性や自発性を尊重し、一人ひとりの興味や趣味にあった余暇の時間が持てるよう支援をしています。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●小遣い帳で金銭の自己管理を支援しています。</p> <p>●地域小規模児童養護施設では職員の買い物に同行して物の値段や経済観念を学ぶ機会があります。</p> <p>●卒院前のアルバイト就労を奨励しています。携帯電話は高校2年生からアルバイト収入で支払うことを条件に保護者の同意を得て許可しています。</p> <p>●自立生活を想定した金銭管理プログラムを導入して、経済観念の確立に向けた支援が望まれます。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●家庭復帰にあたっては担当職員と家庭支援専門相談員が中心になって児童相談所や関係機関と協議を行っています。保護者にレスパイトケアやショートステイの利用について説明し子どもに不利益が生じないように配慮しています。</p> <p>●家庭復帰後の相談窓口は児童相談所が中心になっています。状況に応じて相談に対応していますが、記録が十分とは言えません。記録の整備が望まれます。</p>		

A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
<コメント> ●子どもの自立を支援するために、措置継続や自立援助ホームへの措置変更を行っています。		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリビングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<コメント> ●自立に向けた訓練として高校2年生から携帯電話を保護者同意のもとで所持し、使用法を支援しています。また一緒に買い物をして簡単な調理が習得できるよう支援しています。 ●退所後の相談窓口は年少児の場合は家庭支援専門相談員ですが、高齢児では関係が深かった職員に相談が寄せられるため施設内で情報を共有し、関連機関と連携をとって支援にあたっています。 ●卒院した子どもがお盆や正月に来院し、入所している子どもや職員と交流しています。		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<コメント> ●他者との関係作りが難しい子どもには、表出する感情や言動から思いを汲み取り言語化して本人に確認し、他の子どもとのコミュニケーションを仲立ちして支援する等しています。 ●行動の背景を職員間で理解し共有するなどして子どもの思いをしっかり受け止めるよう努力しています。		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<コメント> ●子どもの状況により1対1の関わりが必要な場合、職員配置に柔軟に対応しています。 ●子どもの誕生日には職員と2人でその子の好きなものを食べに出かける特別な機会を設けています。 ●クラブ活動や塾帰りの中高生とも時には一緒に入浴して、ふれあいの時間をもつ等信頼関係を深めるよう努力されています。		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<コメント> ●子どもが下校する夕方以降は職員配置を多くしています。 ●子どもがやらなければならないことやできることは見守るようにして過干渉にならないよう職員間で確認されています。		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<コメント> ●2年間の幼稚園教育が保障されています。就園前の幼児には昼間の院内保育にパート職員が当たり、院内保育と生活支援の人的・物理的環境を区別しています。 ●職員は学校の送迎時間を利用して教師と情報交換を行ない、その都度クラスの状況を把握しています。ゲームに頼らない遊び方やお小遣いの上手な使い方等支援しています。 ●夏季自然体験学習を3泊4日で実施し、日常経験できない活動を通して思いやりや協力することを学べるようにしています。		

A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食堂の掲示を利用して健康と食生活に関する正しい知識や食事のマナーなどを日常的に伝えています。</li> <li>●地域のさまざまな行事に積極的に参加し、体験を通して社会的ルールやマナーを学ぶ機会があります。</li> </ul>		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員と子どもと一緒に食事をとっています。クラブ活動やアルバイトで遅くなる子どもには電子レンジや冷蔵庫を活用し適温提供に努めています。</li> <li>●食器は一部を除き陶器が使われています。箸とコップは子どもが自分で選んだものを使用し、個別性に配慮されています。</li> <li>●希望する子どもが材料を職員と一緒に買い物に行き、おやつや一品料理などを作っています。また院内行事や交流会で地域の方々や学校の先生方と一緒に食事を囲む機会があります。</li> </ul>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対面聞き取り方式で嗜好調査を実施し、2ヶ月に1回手書きの給食新聞「えがおのじかん」を食堂に掲示して結果を知らせ、献立に反映しています。</li> <li>●職員が自宅の畑で栽培した野菜が調理される等配慮のこもった食事が提供されています。</li> <li>●食物アレルギー対策基準の整備が求められます。</li> </ul>		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●季節野菜のサンプルや食と健康に関する情報を掲示して、正しい知識や食習慣が自然に身につくよう支援しています。</li> <li>●地域小規模児童養護施設では買い物に同行し 食材の選び方や物の値段を知る機会があります。</li> <li>●食後は子どもが下膳しています。高校生は弁当箱を各自で洗っています。</li> </ul>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉔	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●年3回衣類購入計画を立て、子どもの好みや季節に合った衣類が購入できるよう支援しています。小学生は職員と一緒に、中高生は事前に必要な衣類をチェックし自分で買いに行っています。</li> <li>●洗濯やアイロンがけは子どもの見えるところで行い、身の回りの自立が自然にできるよう配慮しています。</li> </ul>		



A-2-(4) 住生活		
A②⑤	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●玄関前の花壇は職員と子どもと一緒に植え替えや草取りを行って季節の花々を咲かせています。</li> <li>●朝 6:45～7:00 まで全員で居室周辺の清掃に取り組んでいます。</li> <li>●ラウンジは子ども達が当番制で整理整頓しています。</li> <li>●築 17 年経過しており、子どもの生活空間としては壁面が寂しい感じがします。構造上難しい部分もありますが、地域小規模児童養護施設との差を縮め、温かみのある住環境への工夫が望まれます。</li> </ul>		
A②⑥	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設内グループケアホームと近隣の地域小規模児童養護施設 2 か所では中高生に個室が用意され、家庭的な環境で養育支援が行われています。</li> <li>●ラウンジは畳やソファ、テレビ、冷蔵庫、パソコン、図書等が備えられ、子どもが思い思いに過ごせる場所となっています。</li> <li>●相部屋の子どもたちが安心して居心地良い日常生活を営めるようカーテン等の設置が望まれます。</li> </ul>		
A-2-(5) 健康と安全		
A②⑦	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●雨天時の衣類乾燥に環境衛生面から工夫や改善が望まれます。</li> <li>●健康で安全な生活ができるよう配慮されていますが、看護師配置を検討され、子どもが幅広い健康意識を持ち自己管理を身につけられるような支援を望みます。</li> </ul>		
A②⑧	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの健康管理は主任が担当窓口となり、児童健康診断票で管理されています。</li> <li>●健康上配慮を要する子どもについては職員会議の場で全員に周知されています。</li> <li>●子どもによく見られる病気や急性症状の特徴と対応が文書化され活用されています。</li> </ul>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの性教育については、学校や保健福祉センターと連携し、子どもの現状を把握した上で性的加害・被害関係が起こることのないよう実態に即した取組が求められます。</li> </ul>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日用品や食器の一部は子どもが自分の好きなものを選び個別化されています。</li> <li>●中高生には一人ひとりに大切なものをしまえる鍵付きのロッカーがあり、自己領域の確保を図ることに配慮されています。</li> </ul>		

A⑳	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●子どもの気持ちに寄り添い一緒にアルバムを整理する過程を通して子ども自身が生い立ちを整理できるような支援を望みます。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉑	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●問題行動が起こった場合必ず複数の職員で対応しています。被害を受けた子どもを別室で保護し安全を図るとともに、加害児童から訴えを十分に聞き、背景や原因を探っています。児童相談所にその都度報告し職員間でも共有しています。</p> <p>●日頃から子どもとの信頼関係を築くよう努め、職員配置については複数勤務の時間帯を設けています。</p>		
A㉒	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●子どもと職員の信頼関係を築くために1対1で話せる「ふれあいの時間」を確保し、子どもの気持ちや子ども同士の関係性を把握するよう努めています。</p> <p>●死角となる場所や、時間帯を定期的を確認し、職員が目が行き届くよう配慮されています。</p> <p>●子どもの状況に合わせて夕方以降の職員配置を厚くする等の工夫をしています。</p>		
A㉓	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●保護者の強引な引き取り等に対しては対応方法を定め、学校や警察と連携して対策を講じられるよう望みます。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A㉔	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●心理士も週1回当直に入り、面接では把握しがたい子どもの状況把握に努め、支援に生かされています。</p> <p>●支援困難ケースでの助言や、ライフストーリーワーク（出生からの日々を整理し、受け止め、未来に目を向けていくこと）、全職員に対するアサーショントレーニング（自他を尊重した自己表現もしくは自己主張のこと）等 心理的支援が施設全体に組み込まれています。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉕	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●毎年家庭訪問期間中に中学校の校長、教頭、担任と職員で面談を行い、連携を確認しています。</p> <p>●個々の子どもの学力や事情に応じて学校と連携し、学力を高められるよう支援しています。</p>		

A⑳	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者や学校、児童相談所と連携しながら多様な判断材料を提供し 子どもの自己決定を支援しています。</li> <li>●地域町内会を主体とする福岡育児院後援会や那の津ライオンズクラブ基金が資金面でも進学を支援しています。</li> </ul>		
A㉑	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●卒院前には職員が同行してキャッシュカードを作り、使い方を教えています。</li> <li>●自動車運転免許取得を奨励し、後援会が補助金を支援しています。</li> <li>●子どもが自立に向けた多様な社会経験を重ねることができるよう 地域の社会資源を活用する等積極的な支援が求められます。</li> </ul>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ケア基準第5条に保護者との連携を掲げています。</li> <li>●学校・地域・施設の行事案内を毎月保護者に郵送し参加を呼びかけています。</li> <li>●保護者からの協力が難しい面もありますが、家庭支援専門相談員の役割を明確化し、地域の民生委員と連携する等養育支援の観点から更なる工夫が望まれます。</li> </ul>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの家庭復帰に向けて家庭支援専門相談員や児童相談所と協議しながら親子関係の再構築に取り組まれています。</li> <li>●親子生活訓練室はありませんが、面会、外出等交流を重ね関係継続・修復等を支援しています。交流状況次第では児童相談所に働きかけ早めに再協議、再アセスメントを行なって家庭復帰の望めるケースが先送りにならないように配慮しています。</li> </ul>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A㉔	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●外部講師を招いて、スーパービジョンを職務横断的な小集団に分け毎月実施されています。</li> <li>●スーパービジョン体制をさらに充実させ、職員の専門性や組織力の向上に取り組まれるよう期待します。</li> <li>●基幹的職員の役割の明文化が望まれます。</li> </ul>		